

2 柔道の授業における安全管理のための6つのポイント

授業に入る前に

(1) 練習環境の事前の安全確認

- 柔道の授業を開始する前に、施設・設備、用具等について、事前にチェックしておきましょう。
- 特に、武道場や体育館など練習する施設の状況については、次のような点をチェックしておくことが重要です。

- ・ 畳が破れていたり、穴があいていないこと（破れた箇所等に足の指をとられ、けがにつながる可能性があります。）
- ・ 畳に隙間や段差がないこと（畳の隙間に足の指をとられ、事故につながる可能性があります。）
- ・ 釘やささくれ、^{びょう}鋌などの危険物がないこと
- ・ 武道場がなく体育館等で授業を展開する場合は、弾力性のある適度に柔らかい畳を使用したり、安全な柵を設置したりするなど畳のずれを防ぐ対策をとること

(2) 事故が発生した場合への事前の備え

- 万一事故が発生した場合に対して、事前に備えておくことが必要です。
- 捻挫や骨折の恐れがある場合などの応急手当について、できるだけ事前に学んでおきましょう。
- 心臓発作などが起こる可能性もあります。必ず校内のAEDの所在や使い方などを確かめておきましょう。
- 必要に応じて、救急車を呼ばなければならない場合があります。どんな手続きで誰が呼ぶのか事前に校内で決めておきましょう。
さらに、保護者に連絡が取れるように、緊急連絡先を把握しておくことも必要です。これらのことは、事故発生時の対応マニュアルとして整備しておくことが重要です。

(3) 外部指導者の協力と指導者間での意思疎通・指導方針の確認

- 柔道の指導において、外部指導者の協力を得て、チームティーチングで指導することが安全で効果的である場合があります。

特に、これまであまり指導経験がなく、教員が不安を感じているような場合に、一人で指導させるのではなく、経験豊かな外部指導者の協力を得ることは極めて有効です。もちろん、教員の研修等を進めていただくことは重要ですが、経験豊かな外部指導者のアドバイスと支援を受けることができれば、より安全に、そして非常に心強く指導が行えるでしょう。

- 外部指導者の協力を得る場合には、学校だけで単独で進めるのではなく、市町村教育委員会等の設置者が、所管する学校と十分に意思疎通を図って状況を把握し、関係団体等とも連携しながら協力を得られる指導者の情報等を把握して進めていくことが重要です。

- 財団法人全日本柔道連盟など関係団体では、学校での安全な指導ができる指導者の紹介などを行っており、また、文部科学省では警察庁との間で協議し、警察官 OB が学校の柔道の指導に参加できるよう、文部科学省は教育委員会に、警察庁は都道府県警察にそれぞれ通知を発出しています。

※ これらについては、必要に応じ、平成23年4月7日付23ス参体第2号の通知や平成23年12月19日発出の事務連絡などを参照してください。(文部科学省のホームページに掲載しています。)

- しかしながら、この場合、あらかじめ、全体の指導計画の作成と指導の展開について、十分に打合せを行う必要があります。外部指導者は、柔道についての専門的な知識や技能をもっていても、体育の授業づくりについては専門ではないということがあるからです。

- そのため、指導計画や内容及び評価等、安全管理も含めて、教員が中心となって授業を進めることが重要です。外部指導者には、学校での授業の在り方や担当する生徒の状況等についてあらかじめ説明し、十分に理解していただいた上で、指導助言を受け、必要な指導上の支援をしてもらいましょう。

- また、指導を行っていた教員が病気や出産、介護など様々な理由で交代せざるを得なくなるケースも考えられます。このような場合も、生徒の技能の程度や学習の状況などについては、後任の方にきちんと伝わるように十分注意してください。

(4) 指導計画の立て方

① 3年間を見通した指導計画を！

- 柔道には、相手と直接的に攻防するという運動の特性があるとともに、多くの生徒にとって中学校で初めて経験する運動種目です。

このため、3年間の指導を見通した上で、各学年で適切な授業時数を配当し、効果的、継続的な学習ができるようにすることが大切です。受け身の練習を段階的かつ十分に行うとともに、どの時期に、どのような技を指導するかを適切に定め、段階的な練習を行うなど、安全管理に努めることが重要です。

- 例えば、第1学年及び第2学年では、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとする態度を身に付けさせることが大切です。そのため、自分で自分を律する克己の心を表すものとして礼儀を守るといった考え方を理解させることも重要です。
- その上で、安全に配慮しながら受け身を重点的に練習することになります。受け身については投げられた際に安全に身を処するために、崩し、体さばきと関連してできるようにし、相手の投げ技と結びつけてあらゆる場面に対応して受け身がとれるようにすることが大切です。また、技をかける「取」は、相手に受け身をとらせるという心掛けを持つことが大切です。
- 第1学年及び第2学年においては、投げ技ではかかり練習や約束練習に重点を置き、固め技では自由練習やごく簡単な試合で攻防の楽しさを味わわせることが考えられます。
- さらに、生徒の学習状況、技能の上達の程度を十分に踏まえ、第3学年では、使用する技や時間を限定するなどして安全上の配慮を十分行った状態で、一定の簡単な試合まで計画することも考えられます。
- 安全確保の観点からも、各学年のねらいを明確にした単元計画(指導と評価の計画)を作成することが重要であり、「技能」、「態度」、「知識、思考・判断」の内容をバランスよく指導する計画をたてることが重要です。

② あくまでも生徒の学習段階や個人差を踏まえた無理のない段階的な指導を！

- 学習指導要領解説に示されている技については、あくまで例示であり、記載された全ての技を取り扱わなければならないというものではありません。

各学校においては、生徒のこれまでの経験や技能、体力の実態、施設設備の状況等を十分踏まえて取り扱う技を決定することが重要です。

- 生徒の経験や技能などを踏まえ、限られた時間の中では多くの技を扱うことができないということも当然ありうるでしょう。また、たとえば「大外刈り」など後方に受け身をとる技については、運動部の活動などで頭部外傷の事故が報告されており、扱うとしても、受け身等を十分に習得した上で、学んでいくことが必要になります。

このような点も踏まえながら、各学校で無理のない指導計画を策定し、進めていきましょう。

<参考>第1学年及び第2学年の段階で無理のない指導計画を立案し、取り組んでいる例

A 中学校

(1) 実践上の課題
柔道経験が少ない女子の指導として、基本動作を用いて基本となる技を身に付けさせること。

(2) 指導計画

- ・同校は、第1学年及び第2学年ともに11時間履修。
- ・はじめにガイダンスにおいて礼法等を指導する。
- ・その後、基本動作である受け身等を指導する。
- ・次に固め技、投げ技（「膝車」、「体落とし」）の順で指導し、かかり練習や約束練習により習得する。

※ 技は固め技を中心に取り扱い、投げ技は「膝車」「体落とし」のみ段階的に指導する（後ろ受け身が必要な技（大外刈り等）は指導しない。）。

※ 投げ技の自由練習は行わない。

(第1学年単元の計画)

1	2	～	11
○ガイダンス ・授業の進め方 ・柔道の歴史 ・柔道衣の着方 ・礼法等	○受け身 ・横受け身 ・後ろ受け身	○固め技の練習 ・けさ固め	○投げ技の練習 ・膝車・体落とし ○まとめ (かかり練習と約束練習)

B 中学校

(1) 実践上の課題
2年間を通し、基本動作や基本となる技を身につけさせ、伝統的な行動の仕方や考え方などを理解させること。

(2) 指導計画

- ・当該市では、第1学年及び第2学年ともに8～10時間履修。
- ・第1学年では、地域のスポーツ指導者を活用しながら指導。
- ・はじめにオリエンテーションにおいて礼法等を指導する。
- ・その後、毎回、基本動作である受け身等を繰り返し指導する。基本となる技は、固め技を取扱う（投げ技は第2学年で取扱う）。

※ 第1学年では、基本となる技は固め技のみとし、投げ技を指導しない。

(第1学年単元計画)

1・2	3	～	10
○オリエンテーション ・学習のねらい ・進め方の確認 ・特性や成り立ち ・礼法	○本時の学習内容の確認、準備運動		
○柔道衣の着方	○基本動作の練習 ・基本のくずし、体さばき、受け身 ・帯引きゲーム		
○準備運動・慣れの運動	○基本動作の判定(グループ毎に身につけているか判定)		
○学習ノートの記入	○固め技の練習		
○用具準備と片付け ・安全確認	けさ固めと 返し方	横四方固めと 返し方	上四方固めと 返し方
			課題別 練習
	○固め技を活用した自由練習やごく簡単な試合		
	○整理運動、学習活動の反省、次時の課題の確認		
			グループ別 対抗戦
			身につけた 技のみで試 合を行う

※ 本計画例は、主に取扱う技とその配置を示したものであり、各学校においては、学習指導要領に基づき、学習指導要領解説を参考に(1)技能、(2)態度、(3)知識、思考・判断の指導内容を適切に定めた単元計画（指導と評価の計画）を作成する必要があります。